

(別記 2)

輸出先国の基準に対応するための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業

第 1 事業概要

本事業においては、牛肉輸出に関して米国・欧州連合等が要求するアニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱いや懸垂放血によると畜への対応により生じる課題の解決に必要な会議の開催、血斑発生低減のためのデータ分析等の取組、海外調査、試験・研究、食肉処理施設の設備の改良・導入等を実施できるものとする。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、コンソーシアムとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 別記 1 の事業を実施するコンソーシアムであること。
- 2 コンソーシアムの構成員である食肉処理施設が、米国又は欧州連合向けの輸出施設認定を受けていること。

なお、事業の採択に当たっては、以下に掲げる（１）、（２）の順に優先することとする。

- （１）牛肉の輸出量の多いコンソーシアム
- （２）構成員である畜産農家数が多いコンソーシアム

第 3 成果目標及び目標年度

要綱第 9 の第 2 項の畜産局長が別に定める成果目標及び目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標

成果目標は、本事業を実施することにより、以下の全てを達成するものとする。

- （１）アニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い状況の改善
- （２）血斑発生率の低下

2 目標年度

本事業は、事業完了年度から 3 年度以内に設定するものとする。

第 4 事業実施の手続等

別表 1 の事業の種類の欄に掲げる 2 の（３）のアニマルウェルフェアに対応した牛の取扱い及び血斑低減のための取組については、実施要領第 4 の 8 の規定の対象外とし、事業目的の実現のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。